

# 子どもに合った教育課程の裁量とは

「1015 時間内の裁量的な時間」と「875 時間をもたらず裁量」

標準時数と教育課程研究会<sup>1</sup>

大森直樹(東京学芸大学)

永田守(元芦屋市立打出浜小学校教諭)

はじめに

I カリキュラム・オーバーロードとは

II 教育課程基準の範囲

III. 標準時数1015時間を40週等で行うこと

IV. 「調整授業時数」と「1015 時間内の裁量的な時間」

V. 文科提案に抜けていること

VI. 私たちの提案の前提

VII. 「875 時間をもたらず裁量」の提案

(以上大森)

VIII. なぜ「875 時間をもたらず裁量」の提案なのか

(永田)

おわりに

(大森)

はじめに

子どもに合った教育課程を実現するため、カリキュラム・オーバーロードの解消が急務であることが、立場を超えて合意されつつある。これまでの教育課程基準と教育課程を、どのように改めていけばいいのか。

異なる方向性が示されつつある。1 つ目は、標準時数「1015 時間内の裁量的な時間」を学校が活用する方向性。次期教育課程基準の基本事項を審議する中教審初等中等教育分科会教育課程部会の教育課程企画特別部会の第 4 回会合(3 月 28 日)において、文科省の教育課程課が提案した。

2 つ目は、現行 1015 時間の標準時数を小学校 875 時間、中学校945時間にして得られる裁量を教員と子どもが活用する方向性。大森研究室ほか提案を重ねてきた(大森2024a)(大森ほか2024)(大森 2024b)。

どちらの方向性も、現行の教育課程基準の改正を必要としており、その焦点の1つが「裁量」のあり方になっている。いずれの方向性が、子どもに合った教育課程の編成をもたらずのか。1 つ目について整理を行い(ⅢⅣⅤ)、2 つ目について改めて提案をしたい(ⅥⅦⅧ)。

## I カリキュラム・オーバーロードとは—日本での言及は 2020 年頃から

### 1. 論者により語義の説明に違いがあるが以下は共通

第1、カリキュラム(教育課程と同義)の子どもへの過大な負担を問題にしている。

第2、2017 学習指導要領下の学校をカリキュラム・オーバーロードと判断することが論の前提。

第3、ある学校の教育課程が、いかなる条件を満たせばカリキュラム・オーバーロードと判断されるのか。まだ明確な判断基準の説明はない。その点はまだ駆け出しの論。

<sup>1</sup> 大森直樹編著・永田守・水本王典・水野佐知子著『学校の時数をどうするか—現場からのカリキュラム・オーバーロード論』(明石書店 2024)の主題を継続して研究するため同 4 人で組織。連絡先は東京学芸大学大森直樹研究室(omori@u-gakugei.ac.jp)。大森(教育史)1965 年 7 月 31 日生。永田(教育実践史)1967 年 2 月 15 日生。

図表1 カリキュラム・オーバーロードの語義

著者公表年		誰に影響するか	内容過多	時数過多	教育課程基準
白井2020	一般に、カリキュラムにおいて、学校や教師、生徒に過大な負担がかかっている状態	学校・教師・生徒			
白井2021	一般に、カリキュラムの内容が過多になっていて、学校や教師、生徒に過大な負担がかかっている状態	学校・教師・生徒	○		
奈須2021	カリキュラム・オーバーロードとは、授業時数との関係において、教育内容なり学習活動が過剰になっている状態		○		△
大森2024	国の教育課程基準にもとづき学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっていて、子どもに過大な負担がかかっている状態	子ども	○	○	○

## 2. 判断基準ないのになぜ 2017 学習指導要領下の学校をカリキュラム・オーバーロードと判断？

2008学習指導要領(小中)から削除した内容は皆無、追加した内容は多数(道徳教科化、外国語科、思考力・判断力・表現力等重視)。誰がどう見ても今の学校はカリキュラム・オーバーロード。判断よりも解消の道筋に重点。

## 3. 論者によりカリキュラム・オーバーロードの解消の道筋は異なっている (大森ほか2024)

# II 教育課程基準の範囲－本提案の前提

## 1. 教育課程基準の歴史－「国の教育課程基準」と「学校の教育課程」は別のもの

日本の教育課程は、①国が省令と告示で教育課程基準を定めて(1947年)、②国がその法的拘束力を主張し(1958年)、それらにもとづき、③学校が定める、という制度下に置かれてきた。

## 2. 教育課程基準の範囲

教育課程基準の範囲も明確にしておきたい。ここでは3つを整理したい。

1つは学校教育法施行規則(省令)50条が定める教科・領域(中学は72条)。

2つは同51条が定める標準時数(中学は73条)。

3つは同52条にもとづき(中学は74条)学習指導要領(告示)が別に定める内容に関する事項、である。

## 3. 3つを整理した根拠

学校教育法施行規則52条には、「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする」とある。「教育課程の基準」とは「学習指導要領」であることが、直ちにわかる。

52条が、「小学校の教育課程について」は、「この節に定めるもの」と「小学校学習指導要領」の両者に「よるものとする」と述べていることにも注目したい。「この節に定めるもの」の中には、50条が教科・領域を定めていること、51条が標準時数を定めていることがある。こうした条文もふまえて、教育課程基準の範囲を、教科・領域と標準時数にまで広げて用いたい。

### Ⅲ. 「標準時数1015時間を40週等で行うこと」－週時数基準を失う

文科省の提案「資料 1-1 柔軟な教育課程編成の促進について」(2025. 3. 28、以下、文科提案)は、いくつかのことを学校等に求めている。その1つは、標準時数1015時間を学校が40週等で行うことを平準化することだ。この提案の意味を、歴史を遡って考えてみたい。

#### 1. なぜ教育課程編成はこれまで35週を基本にしてきたのか

- ・全国公立小5年生の授業日数は、およそ40週<sup>2</sup>。
- ・それなのに、なぜ教育課程編成は35週を基本にしてきたのか。
- ・歴史的前提は2つ。

#### 2. 歴史的前提その1－「週時数基準」

- ・戦前は「週時数基準」の国定だった。
- ・国は1886省令(小学校ノ学科及其程度)で週27. 5時数。1941省令(国民学校令施行規則)で23～33 時数、1時数40分(国民学校高等科は33～35時数、1時数40分)。【例示】修身は週2時数2と言われればわかりやすい。

#### 3. 歴史的前提その2－「年時数基準」÷35＝「週時数基準」

- ・1947省令(学校教育法施行規則)により省令で「週時数基準」の国定制度は廃止。
- ・1958同省令改正(24条の2 に関わる別表1)により年最低時数基準の国定へ。
- ・最低時数基準を、「年時数基準」で示しつつ、35週で割った「週時数基準」を( )内に表示。
- ・その理由は、「週時数基準」が日々の時数計画に便利だったこと。
- ・この「週時数基準」は「余剰時数」もつくり出し、この「余剰時数」が学校と教員に裁量の余地を生み出していた。
- ・その裁量の余地が、始業式・終業式は授業をしないこと、午前中授業、パンデミックや災害への対応などを可能にしていた。

年時数基準	長所	年時数の把握に便利	短所	日々の時数計画に不便
(週時数基準)	長所	日々の時数計画に便利	短所	年時数の把握に不便

図表2 1958学校教育法施行規則の別表1 小5

小学 5年	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	道徳	総時数
標準時数	245	140	210	140	70	70	70	105	35	1085
	(7)	(4)	(6)	(4)	(2)	(2)	(2)	(3)	(1)	(31)

図表3 「余剰時数」とは 小5

		① 基準上の時数	② 40週の場合の時数	②-① 余剰時数
1958最低時数	6日制	31時間×35週=1085時間	31時間×40週=1240時間	31時間×5週=155時間
2017標準時数	5日制	29時間×35週=1015時間	29時間×40週=1160時間	29時間×5週=145時間

<sup>2</sup> 201～205日(40. 2～41週)が43. 9%、196～200日(39. 2～40週)が27. 6%、206～210日(41. 2～42週)が24. 5%、211日(42. 2週)以上が3. 3%、195日(39週)以下が0. 7%(文部科学省2019)。

#### 4. なぜ教育課程編成の35週が揺らいでいるのか－標準時数の過多に子どもが耐えられない

- ・2017標準時数は1015時間、週29時間(1015÷35)、1日5.8時間(29÷5)。
- ・子どもの負担が多すぎるので、現場からも国からも、40週を念頭に置いて(余剰時数145時間を先食いして)、週28時間や週27時間の教育課程を組む流れがつけられている。標準時数が過多の中での緊急的現場対応。

【例示】2008と2017の標準時数下で理科は105時間、つまり、週3時間。だが、これからは、理科を週3時間も取れないから、この週は2時間、あの週は3時間と、くるくる変わる世界へ。10教科5領域がくるくと。

#### 5. 標準時数1015時間を40週等で行うことを平準化すると何が起きるか

- ・緊急的現場対応の平準化は、教育界が、日々の時数計画に便利だった週時数基準を失うことを意味する。
  - ・子どもたちは、くるくる変わる時間割に、毎日、受動的に応じなければならない。
  - ・教育課程の編成は複雑・煩雑になり、実質的に、教育課程編成を教員の手から遠ざけることになる。
  - ・「余剰時数」の先食いは、パンデミックや災害に対応するための裁量も奪う。
- 緊急的現場対応の知恵を教育課程基準に組み込めば、これからは緊急的現場対応の裁量の余地はどこにもない。

図表4 1015時間35週の教育課程のイメージ—毎日5.8時間で子どもは限界

第1～第35週(標準時数)	第36～40週(余剰時数)
29時間×35週=1015時間	29時間×5週=145時間

図表5 1015時間40週の教育課程のイメージ—毎日5.4時間だが時間割はくるくる変わる

第1～第40週(標準時数)
27時間×40週=1080時間(始業式等も5.4時間)

図表6 875時間35週の教育課程のイメージ—毎日5時間で子どもは今より追い立てられない

第1～第35週(標準時数)	第36～40週(余剰時数)
25時間×35週=875時間	25時間×5週=125時間

## IV. 「調整授業時数」と「1015 時間内の裁量的な時間」

文科提案が学校等に求めていること。2つは、標準時数1015時間内で、各教科の標準時数をいったん減らして(ずっと減らすのではない)「調整授業時数」をつくること。3つは、その「調整授業時数」を活用すること。これらの概要も整理してみたい。

### 1. 各教科の標準時数をいったん減らして「調整授業時数」をつくる

#### 1) 誰がいったん減らすのか

文科提案には、誰がいったん減らすのかが記されていないが、「学校や教育委員会の判断が前提」との付言があった(『内外教育』2025. 4. 8)。

## 2)そもそも各教科の標準時数とは何か

文科提案では、自明のこととして説明がないが、図表7の太字を指しているようである。

図表7 2017 標準時数

小学 5年	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外語	道徳	外活	総合	特活	総時数
標準時数	<b>175</b>	<b>100</b>	<b>175</b>	<b>105</b>	<b>50</b>	<b>50</b>	<b>60</b>	<b>90</b>	<b>70</b>	35		70	35	1015
1割	17.5	10	17.5	10.5	5	5	6	9	7					87.5

中学 1年	国語	社会	算数	理科	音楽	美術	保体	技家	外語	道徳	総合	特活	総時数
標準時数	<b>140</b>	<b>105</b>	<b>140</b>	<b>105</b>	<b>45</b>	<b>45</b>	<b>105</b>	<b>70</b>	<b>140</b>	35	50	35	1015
1割	14	10.5	14	10.5	4.5	4.5	10.5	7	14				89.5

## 3)どれくらいいったん減らすのか

文科提案には、「可能な範囲」が明記されていないが、現行制度の「授業時数特例校」では、原則、各教科を最大1割減らして別教科等に上乗せできる。そのことが前提にしているようだ。

## 2. 「調整授業時数」の〇〇への活用

### 1)誰が活用するのか

文科提案には、誰が活用するのかが記されていないが、「学校や教育委員会の判断が前提」との付言があった。

### 2)どう活用するのか

文科提案は次の選択肢を検討課題として示した。

- (1)別の教科等の授業時数に「上乗せ」。
- (2)特に必要な教科の開設に充てること、つまり「新教科」。
- (3)「裁量的な時間(仮称)」に充てる。
  - (3-1)「個別の学習支援」<sup>3</sup>。
  - (3-2)「教員の研究活動」<sup>4</sup>。

## 3. 「上乗せ」と「新教科」をどう評価するか

いずれも、ある教科の減らした時数で別の授業をするもの(授業時数特例校や教育課程特例校では可能)。総授業時数は変わらないから、カリキュラム・オーバーロードの解消にはつながらない。子どもの負担は変わらない。

## 4. 「上乗せ」をどう評価するか－2025年度のA市「授業時数特例校」の事例から 図表8

- ・教育委員会主導で学校の教育課程を編成しているようである。
- ・6年間で生活・社会・理科・音楽・図工・家庭を110時間減らして国語・算数を110時間増やしている<sup>5</sup>。
- ・35で割り切れない教科を全学年で新たに17つくっている。

<sup>3</sup> 文科提案は「多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程」に活用と説明しているようだ。

<sup>4</sup> 文科提案は、「教育の質の向上を目的とした、授業改善に直結する組織的な研究活動等に充てる」と説明している。

<sup>5</sup> 文科提案には、特例的取組について「国への申請を不要とすると仮定した場合、どのような条件の下で特例的な取組を可能とすべきか」について、3つの条件を示している。その1つは、「不適切な運用を防ぐための仕組み(例:児童生徒の負担過重、受験対策への過度な傾斜など)」とされている。

■国語・算数を増加させることが直ちに問題とは言えないが(教育課程の中身次第)、教育課程の構造を結果的に学力テスト対策に傾斜させる可能性は排除できない。

図表8 A 市立小学校における授業時数特例制度活用予定(2025年) ここには4・6年のみ記載

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	外語	道徳	外活	総合	特活	総時数
4年	245	90	175	105		60	60		105		35	35	70	35	1015
	<b>10</b>	<b>▲5</b>	<b>10</b>	<b>▲5</b>		<b>▲5</b>	<b>▲5</b>								
6年	175	105	175	105		50	50	55	90	70	35		70	35	1015
	<b>10</b>	<b>▲5</b>	<b>10</b>	<b>▲5</b>			<b>▲5</b>	<b>▲5</b>							

## 5. 「裁量的な時間(仮称)」をどう評価するか(その1)

遠藤洋路熊本市教育長が、次の3つの見解を整理している(「次期学習指導要領「裁量的な時間」の提案は画期的だ(遠藤洋路)」『教育新聞』2025年4月)。

### 1)カリキュラム・オーバーロードの解消それ以前の問題

遠藤は、「そうした個別の学習支援や研究活動は従来、授業時数の外で行われてきた。そのため、そのような活動に授業時数を充てるのは筋違いだとする指摘も出てくる」と述べている。ただし、遠藤自身の見解ではない。

### 2)「標準授業時数を減らせばよいではないか」

2つ目の見解。遠藤は、「働き方改革が必要であれば、標準授業時数を減らせばよいではないか、という主張もうなずける」と述べている。ただし、遠藤自身はこの見解ででない(なお、後述するように大森・永田は標準時数の削減を提案しているが、働き方改革の視点からというよりも、子どもに合った教育課程の視点からである)。

### 3)今の国には無理だから・・・

3つ目は、働き方改革と授業の質の向上という視点から、「裁量的な時間」を歓迎する遠藤自身の見解。「現在の教員の勤務実態を直視すれば、授業時数の外で、学習支援や研究活動の時間をこれまで以上に充実させるのは現実的ではない。働き方改革が進み、時間外在校時間の抑制が求められる中で、授業の質を向上させるための時間を確保するためには、標準時数の中でそうした時間を捻出するのが、実効性のある方法といえる」と述べている。

遠藤は、2つ目の見解にもうなずきながら、なぜ、この3つ目の見解に立っているのか。次のように述べている。「では、標準授業時数のうちのどの時間を減らすのか、という話になると、途端に〇〇なんて一生使わない」「××を習わないのはおかしい」などといった主観論があふれる。かといって、全国一律に、内容を減らさずに時数を減らすのも無理がある。そうであれば、どの時数を減らすの、減らさないのか、と国が決めるより、各学校の裁量を増やすという今回の提案の方が、実際に応じた調整が可能となるだろう」(下線引用者)。

いまの国には標準時数の削減ができないから、標準時数は変えないままで学校の裁量で実質的に減らしてもらうしかない。遠藤の見解はそのように読み取れる。

## 6. 「裁量的な時間(仮称)」をどう評価するか(その2) – 新制度導入時の経験知から

- ・全教科をいったん1割減らすと、小学校87.5時間、中学校89.5時間。35で割るとおよそ週2.5時間分。
- ・その週2.5時間を「裁量的な時間」に活用すれば、数字的には標準時数の削減と同じ意味を持つ。だが、「個別の学習支援」や「教員の研究活動」に活用したときにも、それが制度的には標準時数(つまり授業時数)であることはつ

きまとい、3つのことが起こる。

- ・1つは、その活用は適切かの問いが内外から起こる。教育委員会と学校は判断の業務に追われる。
- ・2つは、計画が適切と判断された後に、実施も適切だったかの問いが内外から起こる。教員は報告、学校は整理・教育委員会は管理、の業務に追われる。
- ・3つは、上記の説明責任が生じて、その説明に、学校と教育委員会は時間を割くことが求められる。次の2つのことも懸念される。
- ・やりくりしてつくった「個別の学習支援」は教育委員会と学校による事前計画が不可欠で、とってつけたようなものにならないか。
- ・やりくりしてつくった「教員の研究活動」は、教育委員会と学校による事前計画が不可欠で、自発性・臨機応変な研究が保障されるか。

## V. 文科提案に抜けていること

文科提案を、カリキュラム・オーバーロードの解消に役立てることは可能だろうか。結論だけ述べると、かなり難しいと言わざるを得ない。国が定めてきた標準時数には3つの不合理(カリキュラム・オーバーロードの原因等)があるが、それらには手がつけられていないからだ。

標準時数そのものの過大

特別活動が35時間しか配当されていない

教科と領域の標準時数の中に35の倍数で割り切れないものがある

## VI. 私たちの提案の前提 一 標準時数の変遷に関する調査から

5期の標準時数を経験した小学校教員 293 人と中学校教 271 人に、「各期の標準時数下の教育課程は子どもの生活に合っていたか」を尋ねた調査結果からは、次のことが見えてきた。

### 1. 子どもに合っていたのは1977 と1989の標準時数 – 平日は小875時間・中 910 時間

図表9 1989 教育課程基準下の時間割イメージ(小6)

	月	火	水	木	金	土
1	国	国	国	国	国	道
2	算	算	算	算	算	学
3	社	音	社	体	図	児/ク
4	理	家	理	音	図	
5	体	体		家	社	
6		国		理		

小中教員の 7~8 割が「子どもに合っていた」「子どもにやや合っていた」と回答(大森2024a:10頁)(大森2024b:13頁)。なぜ、合っていたかを考察すると、理由が見えてきた。 → 「3つの裁量」が普通にあった。

#### 1)1つ目 放課後の教員と子どもの裁量

- ・平日 1 日時数が小 5 時間、中 5.4 時間で放課後の時間があった。
- ・やりくりしなくても放課後に遊び・絵本読み・話し合い・居残り勉強が自由に出来た。

#### 2)2つ目 特別活動の子どもの裁量

- ・特別活動の標準時数が 70 時間で、特別活動の時間確保が簡単にできた。
- ・やりくりしなくても学級活動を週 1 時間、クラブ活動やその他の特別活動を週 1 時間やることができた。
- ・児童会や生徒会で、子どもが何をどこまでやるか決めやすかった。

### 3)3つ目 時間割組み換えの教員の裁量

- ・すべての教科・領域の標準時数が 35 の倍数で週時間割が簡単に組めた。

例) 音楽 70 時間 ÷ 35 週 = 週 2 時間

- ・週時間割が年 1 枚ですむので、子どもにわかりやすかった。
- ・時数の実績の管理や確保を気にしている教員や教育委員会はいなかった。気にしなくても、自然と確保できた。
- ・週時間割を教員と子どもが共有しているので、入れ替え(雨だから体育を国語に、子どもが乗っているから図工を 2 時間に)ができた。

図表10 標準時数の変遷－35 の倍数でないもの太字

小学 5年	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外語	道徳	外活	総合	特活	総時数
1968 標準時数	245	140	210	140	70	70	70	105		35				1085
1977 標準時数	210	105	175	105	70	70	70	105		35			70	1015
1989 標準時数	210	105	175	105	70	70	70	105		35			70	1015
1998 標準時数	<b>180</b>	<b>90</b>	<b>150</b>	<b>95</b>	<b>50</b>	<b>50</b>	<b>60</b>	<b>90</b>		35		<b>110</b>	35	945
2008 標準時数	175	<b>100</b>	175	105	<b>50</b>	<b>50</b>	<b>60</b>	<b>90</b>		35	35	70	35	980
2017 標準時数	175	<b>100</b>	175	105	<b>50</b>	<b>50</b>	<b>60</b>	<b>90</b>	70	35		70	35	1015

中学 1年	国語	社会	算数	理科	音楽	美術	保体	技家	外語	道徳	選択	総合	特活	総時数
1969 標準時数	175	140	140	140	70	70	<b>125</b>	105		35	140		<b>50</b>	1190
1977 標準時数	175	140	105	105	70	70	105	70		35	105		70	1050
1989 標準時数	175	140	105	105	70	70	105	70		35	105-140		35-70	1050
1998 標準時数	140	105	105	105	<b>45</b>	<b>45</b>	<b>90</b>	70	105	35	0-30	70-100	35	980
2008 標準時数	140	105	140	105	<b>45</b>	<b>45</b>	105	70	140	35		<b>50</b>	35	1015
2017 標準時数	140	105	140	105	<b>45</b>	<b>45</b>	105	70	140	35		<b>50</b>	35	1015

## 2. 子どもに合っていないのは 2008 と 2017 の標準時数－実質は小中とも 1050 時間へ

図表11 2017教育課程基準下の時間割イメージ(小6)

	月	火	水	木	金
1	国	国	国	国	国
2	算	算	算	算	算
3	社	理	社	理	社
4	音	家	理	体/家	図
5	体	外	体	音/図	学
6	外	児/ク	道	総	総

小中教員の7～8割が「子どもに合っていない」「子どもにやや合っていない」と回答(大森2024a:10頁)(大森2024b:13頁)。なぜ、合っていないかを考察すると、理由が見えてきた。 → 「3つの裁量」が消えつつある。

### 1) 「放課後の教員と子どもの裁量」が消えた

- ・1日時数が小4から中3まで毎日6時間で放課後の時間が無くなった。
- ・毎日6時間はつかれる、集中力が続かないという子どもの声。
- ・放課後の遊び・絵本読み・話し合い・居残り勉強は出来なくなった。

### 2) 「特別活動の子どもの裁量」が消えつつある

- ・特別活動の標準時数が35時間に値切られている。
- ・「学習指導要領の特別活動の内容」に「標準時数の特別活動の時数」がますます見合わなくなる。
- ・やりくりしないと学級活動以外の特別活動の時間が確保できない。

### 3) 「時間割組み換えの教員の裁量」が消えた

- ・教科・領域の標準時数に35の倍数でないものがある。  
例) 音楽50時間 ÷ 35週 = 週1や週2
- ・週時間割がくるくる変わって子どもが迷惑。
- ・時数の実績の管理や確保を気にしている教員や教育委員会ばかりに。2003文科通知(後述)とも相まって。  
【例示】音楽はいま18時間やった、残りは・・・と絶えず時数の実績の管理が必要。

図表11 「学習指導要領の特別活動の内容」と「標準時数の特別活動の時数」

小学4～6年の1学年あたり ○学習指導要領 ◎標準時数35時間

学習指導要領の特活の内容	1968標準 時数	1977標準 時数	1989標準 時数	1998標準 時数	2008標準 時数	2017標準 時数
児童会活動	○	○	○	○	○	○
学級活動(1968・1977は学級会活動)	○	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
クラブ活動(4～6年)	○	◎◎	◎◎	○	○	○
学校行事	○	○	○	○	○	○
計	0	70	70	35	35	35

中学1～3年の1学年あたり ○学習指導要領 ◎標準時数35時間ほか

学習指導要領の特別活動の内容	1969標準 時数	1977標準 時数	1989標準 時数	1998標準 時数	2008標準 時数	2017標準 時数
学級活動(1977まで学級会活動)	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
生徒会活動	○	○	○	○	○	○
クラブ活動(1969・1977・1989まで)	◎◎	◎◎	◎◎			
学校行事	○	○	○	○	○	○
学級指導(1969・1977まで)	◎◎	◎◎				
◎の時数の計	50	70	35-70	35	35	35

## VI. 「875 時間をもたらす裁量」の提案－小学と中学の時数ガイドラインの提案

時数の過多は、「国が定めた標準時数それ自体の過多」と「学校における標準時数をこえた時数の積み増し」の総和で生じる。前者はほかへの対処案が1～3で、後者への対処案が4～6。

### 1. 時数の過多からの見直し

・教育課程基準についての議論は「内容」から始めるのではなく、子どもの生活と学習に合った「時数」を見きわめることから始める必要がある。

【小学校】授業は1日5時間までに。週25時間、年875時間となる。

【中学校】週5日のうち6時間授業は2日までに。週27時間、年945時間となる。

・平日1日時数の増加が授業準備の時間を少なくして、「充実した授業準備」→「充実した授業」→「生徒も授業が楽しい」→「教員も授業が楽しい」という好循環を損なっていることを改める。

### 2. 特別活動の時数は 70 時間に－児童会・生徒会等の時間をゆたかに

- ・2017標準時数では、学級活動の35時間は配当されているが、児童会活動(中は生徒会活動)の時数はなし。
- ・「学習指導要領の特別活動の内容」と「標準時数の特別活動の時数」が不一致になっている。図表 11
- ・積み増しを抑制する2003文科通知(文科初 923 号)以降、標準時数の位置づけの弱い特別活動が主な削減の対象に。
- ・各学年の特別活動を70時間にして、時間割に学級活動と生徒会活動を書き込みやすくすることを提案したい。
- ・今、標準時数内と標準時数外の特別活動の時数は二重帳簿で把握しなければならず、煩雑であり、時数の正確な把握にもとづく議論を困難にしている弊害も緩和できる。

### 3. 教科・領域の時数は35の倍数に－時間割はわかりやすく

・教科・領域の時数に35で割り切れないものがあると、1枚の時間割で1年を過ごすことができなくなる。年時数で示される標準時数は、35で割ることで週時数が求められる。

### ■教員と子どもの裁量を保障するシンプルな教育課程基準

「1」は、学校がやりくりしなくても放課後の時間をつくり出す。「2」は、学校がやりくりしなくても特別活動に充てる時間をつくり出す。「3」は、時間割の頻繁な確認から子どもを解放し、時数の実績の管理から教員を解放し、臨機応変な時間割の組み換えを簡単にする。それらが、教員と子どもに「今日はあれをやろう」「これをやろう」を保障。

### 4. 標準は上回っても下回ってもよいことの再確認

- ・積み増しを助長する1つ目の要因は、2003文科通知が「授業時数の実績の管理」を厳格化し<sup>6</sup>、あわせて、「標準を上回る適切な指導時間を確保」の文言をひとり歩きさせて、標準の解釈の実質的変更をもたらしてきたこと。必要以上に時数を積み増す風潮が現場を覆うようになった。
- ・その弊害を除去するためには、①「実績の管理」を、行政による時数統制ではなく、現場による標準時数制度の検証

<sup>6</sup> 15 文科初 923 号が「教育課程を適切に実施するために必要な指導時間の確保」に関して 2 点を求めている(下線引用者)。

ア 各学校においては、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、教育課程の実施状況等について自ら点検及び評価を行い、教育課程を適切に実施するために必要な指導時間を確保するよう努める必要があること。また、年間の行事予定や各教科の年間指導計画等について、保護者や地域住民等に対して積極的に情報提供を進める必要があること。

イ 指導内容の確実な定着を図るため必要がある場合には、指導方法・指導体制の工夫改善を図りながら、学校教育法施行規則に定める各教科等の年間授業時数の標準を上回る適切な指導時間を確保するよう配慮すること。

「ア」が「授業時数の実績の管理」を厳格化し、あわせて、「イ」における「標準を上回る適切な指導時間を確保」の文言がひとり歩きをして、標準(上回っても下回ってもよい)の解釈の実質的変更が全国で進んだ。

のためのものとする。②制度の基本に立ち返り「標準は上回っても下回っても良い」を再確認して、「標準を上回る適切な指導時間を確保」の文言をひとり歩きさせないことが必要。

## 5. 学習内容の削減

- ・積み増しを助長する2つ目の要因は、学習内容の過多。国と教育委員会が求める「時数確保」と合わせて、教科書を終わらせるための「時数確保」が現場からも求められている。
- ・学習内容の増加は、学習指導要領の中に思考力・判断力・表現力等の文言が多く書き込まれたことに応じたもの（2007一部改正の学校教育法 30 条2項「思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ」）。

### ■小学校学習指導要領・算数における「思考力・判断力・表現力等」の数と小学5年算数教科書（東京書籍）

学習指導要領	「思考力・判断力・表現力等」の数	教科書の頁数	標準時数	標準時数あたり頁数
1968 学習指導要領		272	210	1.3
1977 学習指導要領		208	175	1.2
1989 学習指導要領		212	175	1.2
1998 学習指導要領		174	150	1.2
2008 学習指導要領	2	286	175	1.6
2017 学習指導要領	68	310	175	1.8

## 6. 全国学力調査を抽出調査に

- ・積み増しを助長する3つ目の要因は、悉皆調査の全国学力調査が続いており、「時数を減らしたら学力調査の点数が下がる」という強迫観念が現場を覆っていること。
- ・全国学力調査の目的は、抽出調査で達成できる。国には、学校間・地域間の競争を促す悉皆調査を抽出調査に改めることを求めたい。
- ・小学校教員の声。2期経験。「全国学力調査に始まる、各都道府県独自の学力調査への対応に労力が注がれ、「時数を減らしたら学力調査の点数が下がる」という強迫観念が現場を覆っている」

## VIII. なぜ「875 時間をもたらす裁量」の提案なのか – 5 期の標準時数下の経験から

なぜ「875 時間をもたらす裁量」の提案なのか。本研究会のメンバーの 1 人である永田守は、1989～2024 年に教職にあり、5 期の標準時数下で子どもと学習をしてきた。その経験にもとづき、提案の理由を述べてみたい。

結論から述べると、今論議されている「1015 時間内の裁量的な時間」は、子どもに合っていない。本研究会が提案する「875 時間をもたらす裁量」がなぜ子どもに合っていると考えられるのか。3 つの理由がある。それは主に、1977と1989の標準時数下の経験を、2008 と2017の標準時数下の経験と比較することで見出されてきたものだ。

### 1. 「放課後の教員と子どもの裁量」

1つ目は、1977と1989の標準時数下では、「放課後の教員と子どもの裁量」があったことだ。子どもにとって一番ほっとする時間が放課後だった。残念ながら1998と2008 と2017 の標準時数下では、放課後の時間が駆逐されてきた。6 校時を終え、終わりの会が終わるとすでに 4 時前になっている。

標準時数が 875 時間であれば（1977と1989の標準時数下では平日が 875 時間相当だった）、放課後の時間

が確保される。図表9を見ると、図表11と比べて、空白が4時間あるだけだが、以前はこの4時間の放課後で子どもたちと多様なかわりを行うことが出来た。

例えば、今日の授業で少し理解が難しかった児童を残して、丁寧に教えるといった居残り学習、ケンカやトラブルなどじっくり話を聞くこともできた。放課後は子どもが一番ほっとする時間と述べたが、子どもたちとおしゃべりしたり、一緒に遊んだりして、子どもとのふれあいを深めていた。子どもがふっと悩みをつぎやいて、一緒に考えることもあった。

こんなこともあった。家庭科の調理実習にむけて、「来週の木曜日の放課後、買い出しに行くんやけど、手伝ってくれる人？」という、「行く行く！」「習い事あるけど、お母さんに相談してくる！」と大盛り上がりだった。放課後、子どもたちと一緒に近所のスーパーに買い出しに。子どももワーワーいいながら楽しそうにしていた。そんな姿をみて私も幸せな気持ちになった。調理実習は成功だった。

放課後は、教材研究の時間の確保のためにも大切だった。先輩教師がつくっている教材を見せてもらったり、模擬授業と言って、先輩教師を児童に見立てて授業のシミュレーションをすることもあった。「永田さん、2年生の漢字の指導のコツはな…」と具体的に教えてもらったことが財産になった。教材研究の時間の確保は子どもたちの豊かな学びにつながっていたと思われる。そうしたことが、「自然と」行われていたことも重要だった。あらかじめ決めた「裁量的な時間」を活用するのでは、私が経験したような教材研究は出来ないだろう。

## 2. 「特別活動の子どもの裁量」

2つ目は、「875時間をもたらす裁量」の提案において、特別活動を70時間確保することを求めていることに関わる。年70時間は、週2時間の特別活動を意味する。

特別活動は、「学級会やお楽しみ会など」の「学級活動」、「児童会活動」、「クラブ活動」、そして、運動会や修学旅行などの「学校行事」などで構成されている。学習指導要領にも特別活動のねらいが書かれているが、子どもたちの自主的・実践的な活動ができる教育活動である。しかし、1998と2008と2017の標準時数では1時間しかない。

この時間が少ないとどうなるか。例えば、児童会行事で、「子ども祭り」をしようとなったとき。児童会のリーダーの子どもたちは「あーやこーや」と言いながら、計画や準備を行うが、その時間を短時間で行わないといけなくなる。特別活動の時間内で終わらない時、どんなことが起こるか。休み時間(中休みとか昼休み)に集まって計画・準備する。そんなことが続くと、不満もたまってくる。「えーまた休み時間つぶれるの?」「こんなんやったらリーダーにならんかったらよかった」という声も出てくる。もし、時間の保証ができない中で、このような活動をしようとすれば、結局、教師がすべてお膳立てすることになってしまう。

## 3. 「時間割組み換えの教員の裁量」

3つ目は、「875時間をもたらす裁量」の提案において、教科・領域の標準時数を35の倍数にすることを求めていることに関わる。目立たないようだが、これは重要なポイント。1977と1989の標準時数では35の倍数が守られていて、シンプルな教育課程(時間割)を編成することができた。

週ごとに国語なら5時間、算数なら5時間、体育なら2時間と決まっていた。4月に、子どもたちに時間割表を2枚ずつわたせば、スタートできた。1枚はランドセルの裏に収めてもらい、もう1枚は家の自分の勉強するところに貼ってもらった。子どもたちは、それを見て、毎日ランドセルに入れる教科書等を決めた。

今はどうか。35で割り切れない教科があるので、教師は常に過不足なく時数計算をしながら、毎週、時間割表を配らなければならない。体育館をいつ使うか。理科室などの特別教室をいつ使うか。毎週のように調整をしなくてはならない。教師は時間割作成の調整に忙殺されている。

子どもはどうか。毎週、時間割が変わるので、忘れ物が多くなる。以前は、シンプルな時間割だったので、保護者も時間割を把握することが出来て、「今日は体育やね!」体操服もった?と声をかけることも出来た。

今回の「1015時間内の裁量的な時間」の議論では、過密な教育課程の問題を解決できるとは考えられない。学校

現場を経験してきたからこそ、この中教審での議論が「1015 時間内の裁量的な時間」は是が非かという狭い議論に留まらないことを期待してやまない。

## おわりに

2017小中学習指導要領は思考力・判断力・表現力等を重視したが、減らした内容基準は皆無。カリキュラム・オーバーロード論には論者により違いもあるが、子どもへの過大な負担を問題視し、その解消を必要とする点では一致している。時数基準の歴史、教員の見解をふまえると、その解消の道筋とは、「子どもの生活と学習に合った標準時数を定めて、その枠内で内容基準を定める」ことになるべきだ。

2018と2017の標準時数下で勤務した中学教員の言葉。「授業時数の確保のために、夏休みは短縮され、土曜授業が増え、終業式やテストの日まで授業がある。働き方改革の名の下に子どもたちが発散するはずの行事はカットされ授業ばかりの毎日」「唯一カットされないのは本来存在しないはずの全国学テのためのプレテストや問題演習の時間」「勉強や点数、宿題のことばかり先生から言われ、息抜きの行事はなくなっていくのだから不登校の子どもたちが増えるのは当然であろう」(大森 2024b:P. 61)。

1977から5期の標準時数下で勤務した小学教員の言葉。「新卒時代から10年あまりの期間は、放課後にゆとりがあり、子どもたちと触れ合う時間もあった」「午後の学級行事などが入っても、気持ち的に余裕があった。今は子供も先生も、窮屈な毎日を過ごしていると思う。不登校が増えたのも、日常のゆとりが減ったことは、関係ないとは言えないのではないかと思う」(大森 2024a:P. 86)。

今、標準時数と学習指導要領の不合理の解消して、1980～90年代の学校では「普通にあった(教員と子どもの)裁量」を教育課程から取り戻すことこそが急務ではないか。

## 参考・引用文献

大森直樹・中島彰弘(2017)『2017 小学校学習指導要領の読み方・使い方―「術」「学」で読み解く教科内容のポイント』明石書店

大森直樹・中島彰弘(2017)『2017 中学校学習指導要領の読み方・使い方―「術」「学」で読み解く教科内容のポイント』明石書店

大森直樹(2024a)『標準時数の変遷に関する調査-結果と提言』5月(東京学芸大学大森直樹研究室 HP  
[https://www2.ugakugei.ac.jp/~omoriken/upload/hyojunjisu\\_chosa.pdf](https://www2.ugakugei.ac.jp/~omoriken/upload/hyojunjisu_chosa.pdf))

大森直樹[編著]永田守・水本王典・水野佐知子[著](2024)『学校の時数をどうするか―現場からのカリキュラム・オーバーロード論』明石書店

大森直樹(2024b)『中学の標準時数の変遷に関する調査-結果と提言』11月(東京学芸大学大森直樹研究室 HP  
[https://www2.u-gakugei.ac.jp/~omoriken/upload/houkoku\\_chugaku.pdf](https://www2.u-gakugei.ac.jp/~omoriken/upload/houkoku_chugaku.pdf))

白井俊(2020)『OECD Education2030 プロジェクトが描く教育の未来』ミネルヴァ

白井俊(2021)「カリキュラム・オーバーロードをめぐる国際的な動向」奈須正裕編著『少ない時数で豊かに学ぶ』授業のつくり方―脱「カリキュラム・オーバーロード」への処方箋』ぎょうせい

奈須正裕(2021)「あとがき」『少ない時数で豊かに学ぶ』授業のつくり方』

文部科学省(2019)「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査 調査結果」